資料２

# 国営昭和記念公園
# 昭島口周辺エリア再整備方針

**令和６年６月**

**（令和８年１０月２９日改訂版（案））**

**国土交通省　関東地方整備局**

**国営昭和記念公園事務所**

目次

1. 背景と目的 ..... 0
2. 本公園の概要　～これからも守っていく考え方～ ..... 1
2.1. 基本理念・基本方針 ..... 1
2.2. ゾーニング ..... 2
2.3. 空間構成の考え方 ..... 3
3. 昭島口周辺エリア再整備にあたっての課題 ..... 7
3.1. 昭島口周辺エリアの主要課題 ..... 7
3.2. 直近の利用動向から顕在化した公園の課題 ..... 8
4. 再整備方針 ..... 9
4.1. 再整備方針 ..... 9
4.2. 再整備の範囲 ..... 10
4.3. 再整備の基本コンセプト ..... 11
4.4. 再整備の進め方（官民連携事業の展開） ..... 22
5. 今後のスケジュール ..... 24

# 1. 背景と目的

国営昭和記念公園は、昭和天皇御在位五十年記念事業の一環として、昭和５４年１１月の閣議決定に基づき、国が設置・管理している都市公園です。本公園は米軍立川基地跡地の一部を対象として、豊かな緑につつまれた広い公共空間と文化的内容を備えた公園とすることを掲げ、整備・管理運営を進めてきました。

一方、開園から４０年が経過し、夏季の主要施設であるプールをはじめ施設の老朽化が進行するとともに、公園に隣接し、永く留保地とされてきた立川基地跡地昭島地区では、近年、土地区画整理事業が完了して新たなまちづくりが進められるなど、本公園を取り巻く状況が大きく変化しています。

さらに、都市公園法改正から５年が経過した中で、都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」が令和４年 10 月にまとめられ、デジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたニューノーマル社会への対応など、社会経済状況の変化を踏まえた公園の新たな意義・役割が求められています。

本方針は、このような課題を有する本公園の昭島口周辺エリアについて、これまでの基本理念等を引き続き守りながら、本公園の魅力やサービス水準の更なる向上を図ることを目的として、官民連携による効果的・効率的な整備・管理運営を進めるにあたっての基本的な考え方を示すものとして令和６年６月にとりまとめました。

この度、直近の利用動向から喫緊に対応が求められる本公園の課題に対応するため、エントランス機能を主体とした空間として優先的に再整備を進めることとし、本方針を一部改訂しましたので、その考え方をとりまとめお示しするものです。

# 2. 本公園の概要　～これからも守っていく考え方～

## 2.1. 基本理念・基本方針

【基本理念】

「緑の回復と人間性の向上」

天皇陛下御在位 50 年記念事業の一環として、国は首都近郊に記念公園を建設し、これを永く後世に伝えることとした。この公園は「緑の回復と人間性の向上」をテーマに豊かな緑につつまれた広い公共空間と文化的内容を備えたものとし、現在及び将来を担う国民が自然的環境の中で健全な心身を育み、英知を養う場とするものとする。

【基本方針】

（基本的事項）

1)国営昭和記念公園は、激動の昭和を静かに顧み、緑豊かな環境の中で新たな時代の連帯と生きがいを求めるための礎石として、国際的にも特色あるものとする。

2)公園全体の基調は、静かで緑あふれる、新たな空間を構成するものとする。

3)四季おりおりの運動、休養等多様なレクリエーション活動を通じて、人間形成の場となるものとする。

4)広く国民各層の連帯意識の醸成と生きがいの追求に資するため、新しい時代にふさわしい格調の高い文化活動の拠点としての性格を有するものとする。

5)大震火災時の避難地としての機能を併せ有するものとする。

6)わが国の伝統的造園技術を生かすとともに、広く現代の技術を結集したものとする。

（施設などに関する事項）

1)昭和の 50 年を顧みるとともに新たな時代の発展を祈念するのにふさわしい記念施設を設置する。

2)豊かな緑と深い樹林地を基調とし、武蔵野の景観を蘇生させるための修景を施すとともに、水を有効に活用する。

3)四季の変化に対応し、豊かな季節感をつくりだす花園を設置するほか、わが国の代表的な花であるサクラ等を活用した花木園、日本庭園等を設置する。

4)老若男女が自由にのびのびと運動できる施設を設置する。

5)広大な空間に、わが国並びに世界の文化水準の向上に寄与するため、格調の高い文化活動を可能とする施設を設置する。

6)広場、園路等の施設は、大震火災時における広域避難地としての機能は十分発揮できるような規模、構造等を有するものとする。

7)本公園の機能を高度に発揮させるために、園内の交通施設はもとより、来園のための交通施設の整備を図るものとする。

## 2.2. ゾーニング

- 本公園では、基本理念のテーマである「緑の回復と人間性の向上」を基に、自然をベースとしたレクリエーション、文化活動の場の創造や防災機能など、本公園の役割が充足されるよう５つの区分にゾーニングを行っています。

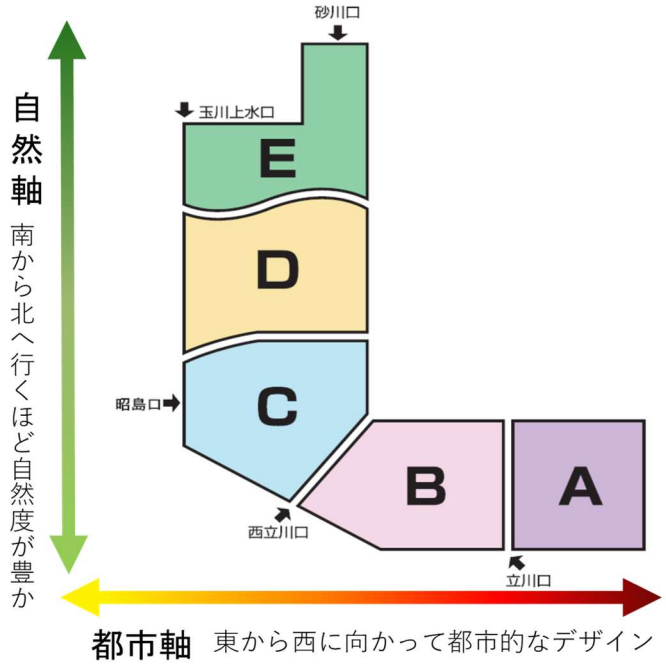



図 2-1　ゾーンの特色と経緯

| ゾーン | 特色 | 経緯 |
|---|---|---|
| A<br>みどりの文化ゾーン | ＪＲ立川駅や多摩都市モノレール立川北駅にも近く、緑豊かな公園と賑わいの市街地の接点となるゾーン | 隣接する市街地とも調和した広がりのある利用ができること、また多摩地域における文化施設が充実してきた状況を踏まえ、「文化施設ゾーン」から緑の文化の情報発信拠点となる「みどりのゾーン」とした |
| B<br>展示施設ゾーン | ＡゾーンとＣゾーンを連絡する回廊で、平坦で開けたゾーン | 滑走路の延長線上にあり、高さ制限があるため、平坦で開けた土地利用とした |
| C<br>水のゾーン | 市街地の環境にも配慮し、植栽と池を中心としたところで、広々とした水面に親しめるゾーン | 青梅線からの騒音や市街地に近い立地であることから、外からの景観等を意識した植栽と修景を行ったゾーン<br>その中で、都市軸と自然軸の交点として水面の広がりを強調した自然景観を創造した |
| D<br>広場ゾーン | 敷地の中央に位置し、広がりのある空間で、様々なレクリエーションが楽しめるとともに、非常時の避難広場にもなるゾーン | 基地時代からあった大ケヤキを中心に都市化により失われつつあった草地の環境を創造したゾーン |
| E<br>森のゾーン | 敷地の北側の丘と植栽地で、深い森の雰囲気のあるゾーン | 関東地方独特の冬の風の多いゾーンで、防風効果などを期待するため人工の丘を造成し濃密な植栽を行った |

## 2.3. 空間構成の考え方

### (1) 空間に対する基本的な考え方

【計画の前提】

武蔵野平地林の自然景観と、公園施設の整備による文化景観の調和を図り、以下の点に留意して空間構成を検討しております。

- 基本設計当初は景観的な変化が少なく、地割り等も均質的に行われていましたが、公園としての価値を高めるため、全体的にアトラクティブな空間構成をする。
- 基本理念をふまえ、公園利用者が四季を通じて自然とのふれあいを肌で感じとれる親しみのある情景を創り出す。

### (2) 全体の空間構成

- ゾーニングを踏まえた、基本設計当初の全体の空間構成は以下のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 南 | 都市空間 | 都市生活 |
| | 里の空間 | 都市的な賑わいと文化の香り |
| | 野原の空間 | 広大な野原と水面の広がり |
| 北 | 森の空間 | 豊かな緑の量感と自然の美しさ |

南北軸の交点に大きな水面を配し、相互空間のスムーズな景観移行を図る。

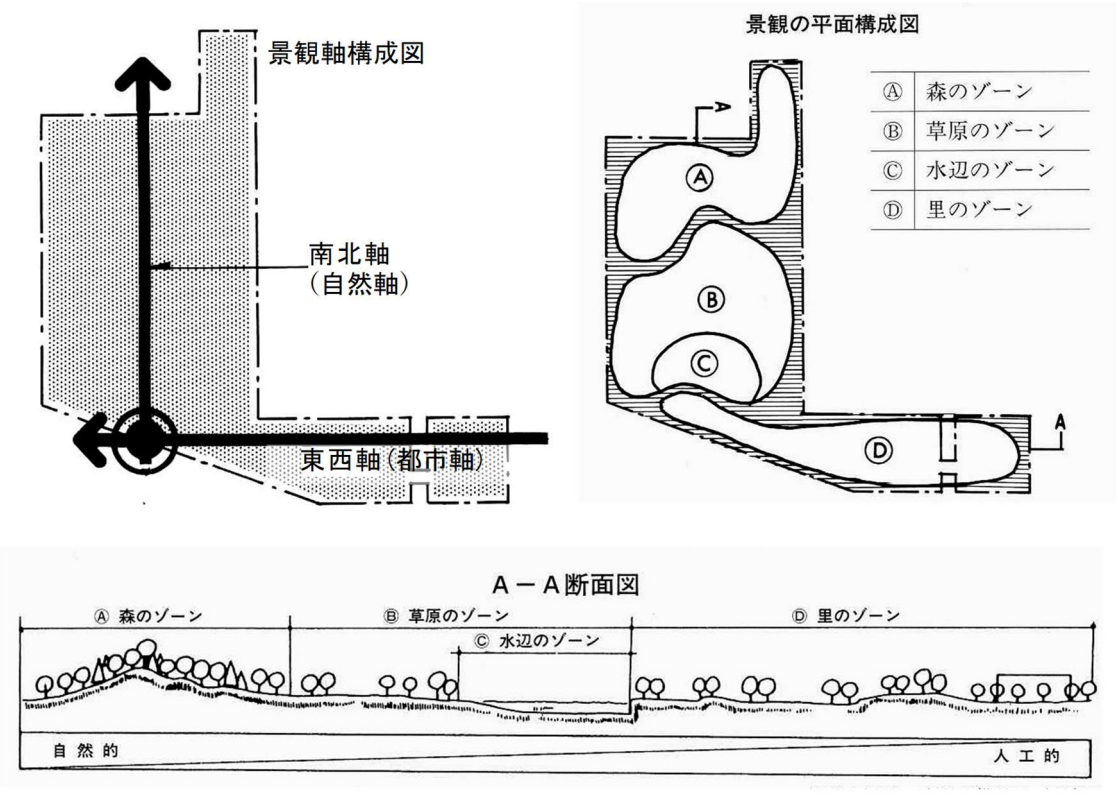



図 2-2　景観構成の考え方

資料：昭和記念公園(仮称)基本設計(S53.10)、園路・広場予備設計(S54.12)

### (3) 景観の演出

- ゾーンの３本柱「森」「野原」「里」をベースに、日々の天然現象(日光・風・雨・雪その他)を主役とし、土地造成、植栽、修景物及び建築施設を要素とした景観演出としています。

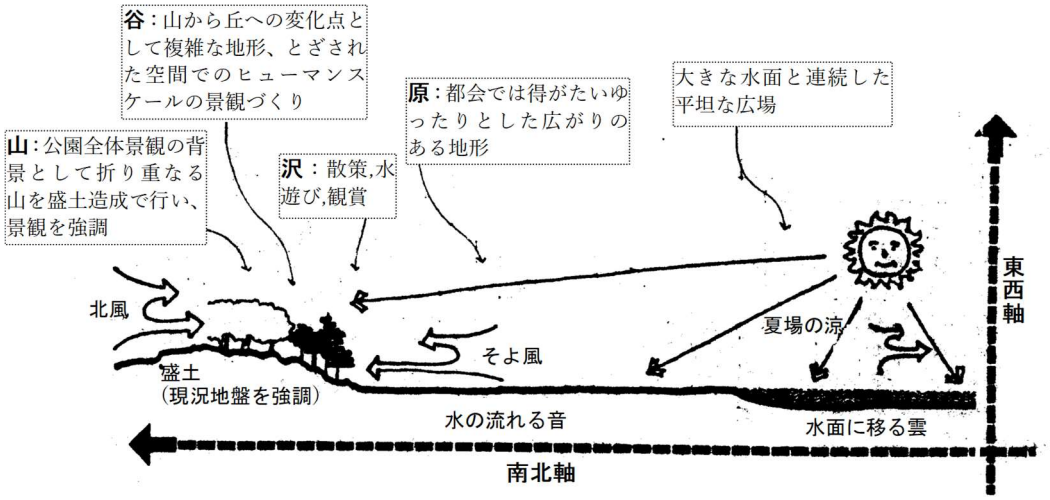



図 2-3　土地造成―景観の基盤作り

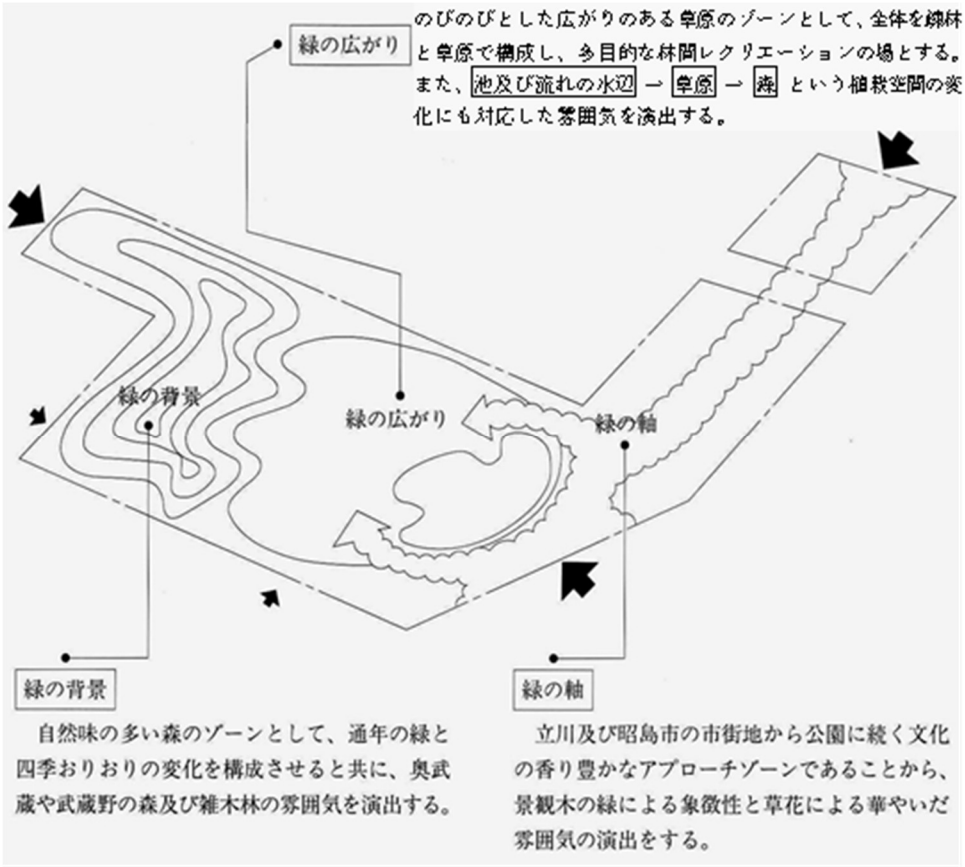



図 2-4　植栽による景観の演出

資料：昭和記念公園(仮称)基本設計(S53.10)、園路・広場予備設計(S54.12)

### （4） 本公園の主要施設

- 本公園の主な施設は以下のとおりです。




図 2-5　公園全体の主な施設

### （5） 本公園の緑

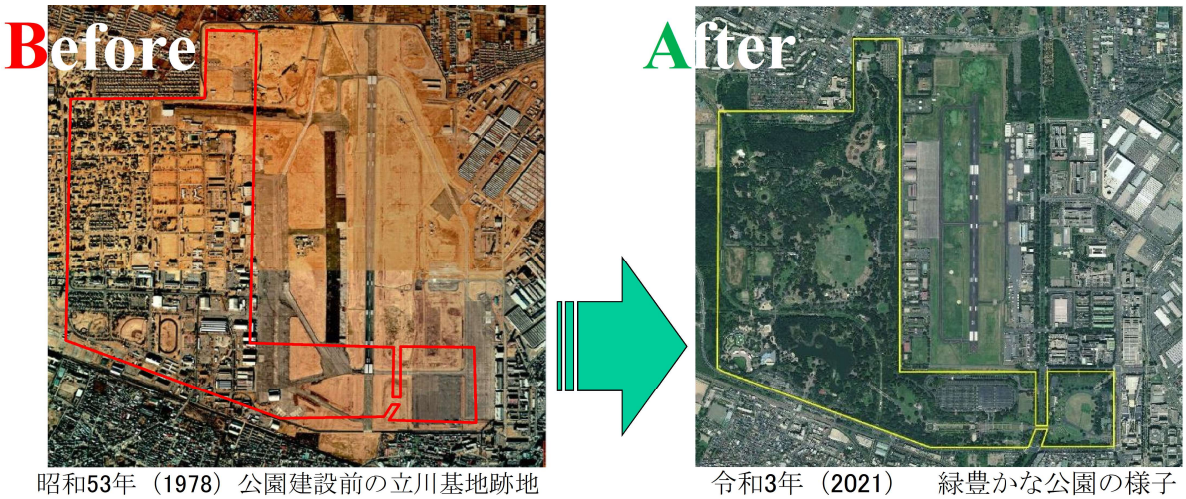
- 本公園では、公園建設前の立川基地跡地に生育していた約１万９千本のうち、約６千本を現地保存や移植等により活用しています。中でも、みんなの原っぱの大ケヤキに代表される樹種本来の樹形を有する樹木や、イチョウ、トチノキ、サクラなど美しい並木を形成していた樹木は、本公園の大切な景観木として選定して公園計画に反映させ、極力現地保存を図ってきました。
- また、豊かな緑と深い樹林地を基調とした武蔵野の景観を蘇生するため、多くの市民の皆さんの参画を得て、約１万本を植樹した雑木林や、水田・畑を開墾し屋敷林等を備えた農村風景などを創出してきました。
- そのほか、園内各エリアに必要な植栽を施し、開園から４０年が経過した現在では、緑豊かな公園として「緑の回復」を実現しています。



図 2-6　既存樹木の移植

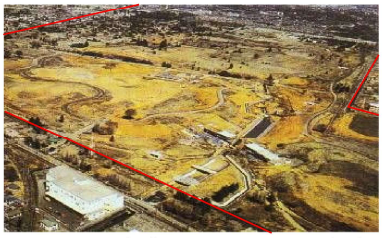


図 2-7　市民参加による植樹や農業の実践




昭和53年（1978）公園建設前の立川基地跡地

令和3年（2021）　緑豊かな公園の様子



昭和56年度（1981）（開園２年前）



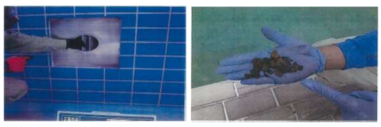
令和3年（2021）

図 2-8　本公園の緑の変遷

## 3. 昭島口周辺エリア再整備にあたっての課題

### 3.1. 昭島口周辺エリアの主要課題

昭島口周辺エリア再整備にあたって、本公園の有する主な課題は以下のとおりです。

| 立川基地跡地昭島地区のまちづくりの進展 | 残堀川調節池の移転 | プールの老朽化 |
|---|---|---|
| ・本公園昭島口に隣接する立川基地跡地昭島地区では、近年、土地区画整理事業が完了してまちづくりが進んでおり、公園を取り巻く環境が大きく変化している。<br>・昭島口はゲートとしての視認性が低い。このため、まちづくりの進展と合わせて昭島市側に開かれた玄関口としての改善が望まれている。<br><br>H30 年に土地区画整理事業完了<br><br>公園の近隣に整備された<br>マンションや商業施設 | ・残堀川調節池跡地は平成 30 年度末に東京都の占用が終了し、国に返還された。<br>・広場ゾーンに位置し、桜が列状に植栽され、平坦な広場空間となっているが、現在は未供用エリアであり、早期の活用検討が必要になっている。<br>・当該地の活用にあたっては、猛禽類保護への配慮が必要である。<br><br>調節池の頃の様子（H30 年に公園に返還）<br><br>調節池跡地 | ・昭和 60 年度（1985 年度）供用開始から、夏のシンボル施設として親しまれたが、令和元年度（2019 年度）営業後に利用休止。<br>・夏のシンボル（水系施設）の早期整備が必要である。<br><br><br>流水プール排水溝より錆が多数流出<br>老朽化により運営終了<br>解体・撤去 |

## 3.2. 直近の利用動向から顕在化した公園の課題

本公園では、当初の再整備方針（令和６年６月）の策定以降、駐車場の混雑やゲート利用の集中、花畑等の利用集中、みどりの文化ゾーンでのイベントニーズの集中など、繁忙期の混雑の偏りが顕在化し、これらに対応した快適な利用環境づくりが求められています。

また、近年の猛暑日の増加傾向に対応した公園運営の工夫や魅力の創出も必要なっています。

### 課題Ⅰ　混雑の偏りに対応した快適な利用環境づくり

**〇駐車場の混雑の緩和**

繁忙期の週末・祝祭日は概ね満車
・全駐車場満車日:6 日間
・西立川口駐車場満車日 : 30 日間

**⇒繁忙期に駐車場の満車が頻発**

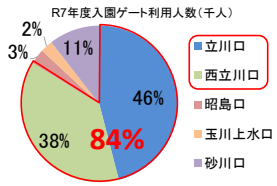


繁忙期の駐車場・周辺道路の混雑の様子

**〇ゲートの集中の緩和**

・立川口、西立川口で８割以上を占める
・昭島口からの入園者は３％

**⇒特定のゲート利用が集中**




**〇新たな魅力の創出による回遊性向上**

・チューリップ等の取組の知名度の上昇
　とともに混雑が発生

**⇒花の見頃時に特定箇所での利用が集中**


花の見頃時の混雑の様子


繁忙期の西立川ゲートの様子

**〇イベントの受け入れ能力の拡大**

・文化施設ゾーン中央に「ゆめひろば（2.5ha）」を整備(H17)

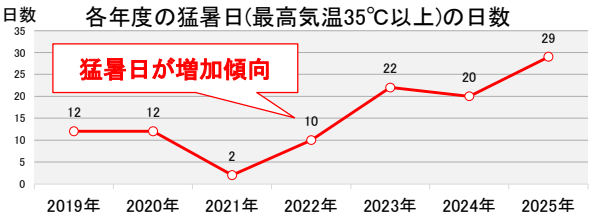
**⇒春・秋の週末はイベント受け入れが**
**　ほぼ限界に達している状況**


イベント開催時の様子

### 課題Ⅱ　猛暑日等の気象条件に対応した取組の充実

・猛暑時期など閑散期に対応した魅力の創出
・開園時間外の取組の充実

**⇒猛暑に対応した公園運営の工夫（夜間開園）**






**※令和７年度に夜間イベント「ほしぞら散歩」**を実施し、ケヤキのライトアップ、手持ち花火、ほしぞら観察会を開催

# 4. 再整備方針

## 4.1. 再整備方針

本公園はこれまで、昭和天皇御在位五十年記念事業の一環として、本公園基本計画の基本理念である「緑の回復と人間性の向上」をテーマに、豊かな緑に包まれた広い公共空間と文化的内容を備え、人々が自然環境の中で健全な心身を育み、英知を養う場となる公園づくりを進めてきました。その結果、本公園は都市の中の貴重なオープンスペースとして多様な機能を発揮しており、国内外から多くの方に利用されています。

再整備にあたっては、前述した本公園が有する課題、現在の公園利用の状況や特性、新たなニーズ・ユニバーサルデザインへの対応、周辺のまちづくりや自然環境への配慮など多角的な視点を踏まえ、次のとおり再整備方針を設定します。

【再整備方針】

① 国営昭和記念公園の基本理念である「緑の回復と人間性の向上」という考え方に基づき、これまで進めてきた豊かな緑に包まれた広い公共空間と文化的内容を備え、人々が自然環境の中で健全な心身を育み、英知を養う場となる公園づくりを継承する。

② 40 年の取り組みとして創出してきた本公園の緑の基盤となる既存樹木は、現地保存を原則とし、やむを得ない場合は、移植や新規の代替植栽を積極的に実施する。

③ 国営公園としてふさわしい広域的な集客を想定し、ファミリー層や若年層を中心とするこれまで本公園に親しんできた利用者層に加え、周辺まちづくりに伴う新たな利用者やインバウンドを含めた多様な利用者層も安心して楽しめるものとし、幅広い世代に対して、公園利用を増進する

④ 現プールエリア、残堀川調節池跡地、昭島口ゲートを中心とした再整備を通して、昭島市側の新たな玄関口としてエリアのポテンシャルを高め、公園全体にその魅力や利用を波及させる。

⑤ 民間事業者の資金やノウハウ、創意工夫を最大限活かし、事業目的の達成に寄与できるよう適切な事業対象区域、役割分担を設定した上で事業を推進する。

## 4.2. 再整備の範囲

昭島口周辺エリアの再整備の対象範囲は、老朽化により運用終了したレインボープール・水あそび広場、未供用となっている残堀川調節池跡地と隣接するバーベキューガーデンやうんどう広場等、昭島口に隣接する立川基地跡地昭島地区のまちづくりの急速な進展等の喫緊の課題を有する以下に示す範囲とします。

また、昭島口周辺エリアとともに、公園として一体的な活用が期待できる立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業のうち環境保全用地の一部（公園拡張区域として編入）とします。

ただし、喫緊の課題に対応するため、現プールエリア、昭島口ゲート周辺及び公園拡張区域を第１期再整備範囲と定めて再整備を推進します。その後、残堀川調節池跡地の整備等（新レクリエーションエリア）を行う予定とします。

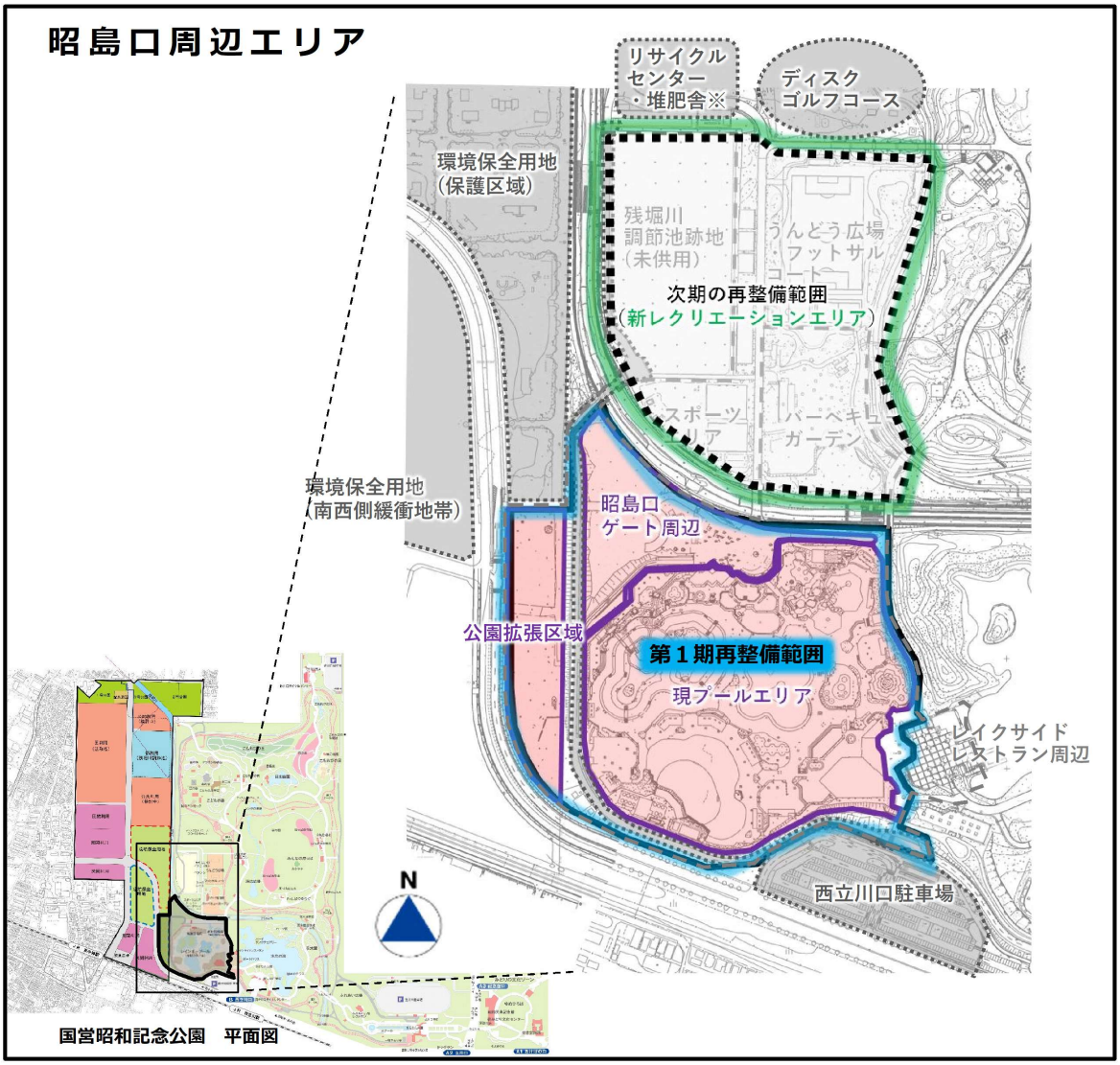



図 4-1　再整備の対象範囲（昭島口周辺エリア）

## 4.3. 再整備の基本コンセプト

### （1） 全体コンセプト

#### 1） 基本理念の継承

- 本公園の基本理念を継承し、「水のゾーン」や「広場ゾーン」の特色を踏まえたものとする。
- 緑豊かな環境の形成を目指し、統一感のあるデザインを採用し、周辺環境と調和した景観に配慮する。

#### 2） 既存樹木の保存・管理

- 40 年の取り組みとして創出してきた本公園の緑の基盤となる既存樹木は現地保存・管理を原則とし、やむを得ない場合は、移植や新規の代替植栽を積極的に実施する。
- 本公園のシンボルとなる景観木や並木など重要な樹木は特にその生育環境に支障が生じないように留意するとともに、良好な景観形成のための樹木育成の観点から適切な維持管理を実施する。

#### 3） 多様な利用者層への配慮

- 近年の本公園の利用状況を踏まえつつ、新たな利用者層を拡大し、現在の利用者層を含めた全ての公園利用者の満足度の向上に資するものとする。
- 本公園の緑や自然環境との触れ合いを通じた様々な世代の教育、学びの場となるものとする。
- インバウンド需要に対応し、訪日観光客を受け入れる地域の拠点として受入環境を整える。

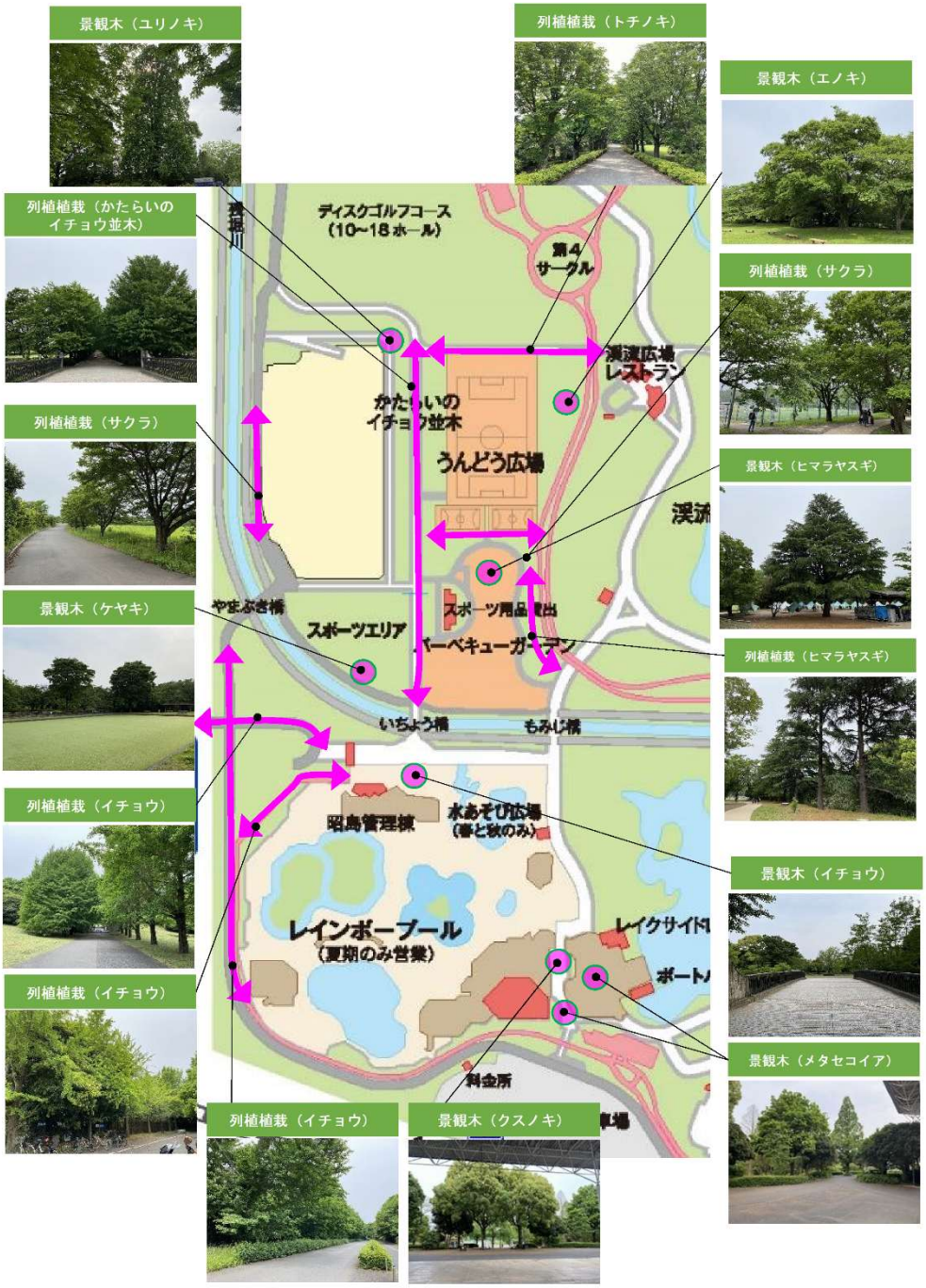
#### 4） 公園全体の魅力向上と波及効果

- 公園全体の一体性や回遊性を高め、公園の魅力向上を図る。
- デジタル技術を活用し公園利用者の利便性の向上、管理運営の効率化や安全安心の確保を推進する。
- 自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラの取組（ハード・ソフト）を推進する。
- 再生可能エネルギーの利用、環境負荷の低減及びエネルギー効率の高い利用などを推進する。

#### 5） 民間活力による適切な公園運営

- 民間事業者の資金ノウハウ、相違工夫を最大限活かし、公園全体のサービス水準

の向上を図るとともに、国の財政負担の低減や平準化を図る。




・　本公園の樹木は、公園が整備される以前に現地で生育していた樹木を現地保存や移植保存によって再利用されており、その中には広場ゾーンの景観を特徴づけるふれあいのイチョウ並木なども含まれます。
・　さらに、市民参加による植樹活動により、今日の景観や自然環境が形成されています。

図 4-2　昭島口周辺エリアの環境・景観資源（景観木）

### （2） 第１期再整備範囲（めぐりのエントランスエリア（仮称））

第１期再整備範囲について、エリアの基本テーマ、基本方針及び基本的な空間構成等を次のとおり設定します。

#### 1） 基本テーマ

**「自然が持つ本質的な価値を感じるきっかけづくり」**

～社会的背景と本エリアが目指すもの～

気候変動や生物多様性の損失など、地球規模の課題が深刻化する中、世界ではNbS（Nature-based Solutions：自然を活用した解決策）やネイチャーポジティブなど、生態系を構成する人間を含めた自然を基盤とした持続可能な社会への転換が求められています。

また、AI 等を活用した DX の進展により、生活の利便性や生活の質（QOL）が向上する一方、自然との触れ合いや人との交流がもたらす Well-being や、人と自然との関係性を見直す重要性が高まっています。

こうした社会的背景を踏まえ、本エリアでは、誰もが気軽に訪れ、自然が持つ本質的な価値を感じるきっかけを創出し、その先にある深い体験や学び、人と人との交流を通じた文化の創造につなげていくことを目指します。

#### 2） 基本方針

**① 誰もが気軽に利用できる街と公園を結ぶシームレスな結節空間**

アクセス性の向上を図るとともに、多様な活動や交流を生み出すイベント広場を整備し、街と公園を結ぶ開かれた無料区域を創出する。

**② 自然の価値への気づきの機会創出**

生物多様性の確保や雨水浸透等のグリーンインフラを通じて、自然の恵みや機能を身近に感じる機会を創出し、園内（有料区域）における体験や学びへとつなげる。

**③ 多様な主体との共創**

市民・企業・専門家・行政など多様な主体が参画し、公園での活動や柔軟な利活用を通じて、各々が楽しみや喜び、やりがいを感じながら、新たな価値や文化をともに創り、育み、未来へつないでいく。

#### 3） エリア名称コンセプト

**エリア名称「めぐりのエントランス（仮称）」**

「めぐり」には、水や緑、生きもの、人々の活動がつながり循環することに加え、このエリアを起点として来園者が公園全体へ巡る意味を込めています。

また、既存有料エリアの風景や魅力を感じられる心地よい空間を形成し、公園全体を想起させるとともに、自然との出会いや気づき、有料エリアでの体験へとつながる「きっかけ」を創出します。

### 4） エリアの基本的な空間構成

めぐりのエントランスエリア（仮称）については、これまで夏季の主要施設として親しまれてきた特性や水のゾーンとしての位置づけを継承し、現在の利用者層等の利用実態に留意しながら、本エリアを自然が持つ本質的な価値を感じるきっかけとなるエントランス空間、夏の新たなシンボルとなる親水広場として、民間活力による新規施設（共創パビリオン）や、多様な活動や交流を生み出すイベント広場、生物多様性の確保や雨水浸透等に寄与する多様な自然環境、水鳥の池との連続性を有する水辺空間、子どもを主な対象とした親水施設（水遊び場）など、通年利用も可能な多様な利用形態を有する空間へ再整備を行います。

めぐりのエントランスエリア（仮称）の基本的な空間構成を次のとおり設定します。

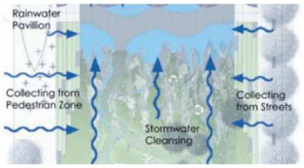
**＜空間構成概念＞**

**本公園の園内全域を想起させ、人々にとって居心地の良い空間とする**

| 空間構成方針 | 基本的な空間構成の考え方 |
|---|---|
| A．本公園が有する多様な自然環境の創出 | 本公園の開園以降形成されてきた多様な自然環境（若齢林、既存林、芝地、草地、湿性植生、水辺及び水面等）の縮図空間を創出する |
| B．自然の多様な機能を活用したサスティナブルな空間の創出 | 水と緑が有する生物多様性、水質浄化、景観形成等の多様な機能を活用した自然のサイクルによるサスティナブルな空間を創出する |
| C．地形や景観資源を生かした空間の形成 | 空間的な広がりや傾斜地形、既存樹木を生かした緑の連続性や階層的な空間を形成する |
| D．新しい玄関口にふさわしいエントランス空間の提供 | 昭島市側の新しい玄関口として、緑の連続性に配慮しつつ、来園にあたって視認性、利便性が高い誘導空間を提供する |
| E．多様な主体との共創を生み出す交流空間の創出 | エリア内での活動や柔軟な利活用を通じて、来園者同士や多様な主体の交流やにぎわいを生み出す空間を創出する |

### 5） 本エリアの主要機能

本エリアの３つの基本方針を踏まえた主要な機能と具体的な導入施設イメージを次のとおりです。

| 本エリアの基本方針 | ①誰もが気軽に利用できる街と公園のシームレスな結節空間 | ②自然の価値への気づきの機会創出 | ③多様な主体との共創 |
|---|---|---|---|
| 本エリアの主要機能 | 利便性向上や街に開かれたエントランス空間 | 自然の本質的な価値を体験する空間、生物多様性や水循環の機能の確保 | 来園者同士や多様な主体の交流やにぎわいの拠点 |
| 具体的な導入施設 | アクセス園路、駐車場、イベント広場 | 本公園の縮図空間となる多様な植生環境 | 共創パビリオン、多目的広場、市民参加プログラム |
| 施設イメージ | アクセス園路の充実<br><br>駐車場の拡充<br><br>イベント広場<br> | 草地の環境<br><br>水域の環境<br><br>水循環の確保<br> | 共創パビリオン<br><br><br>森の育成活動<br> |

### 6） ゾーニング図

第１期再整備範囲の立地特性や周辺の状況を踏まえ、再整備にあたっての本エリアのゾーニング図を次のとおり設定します。

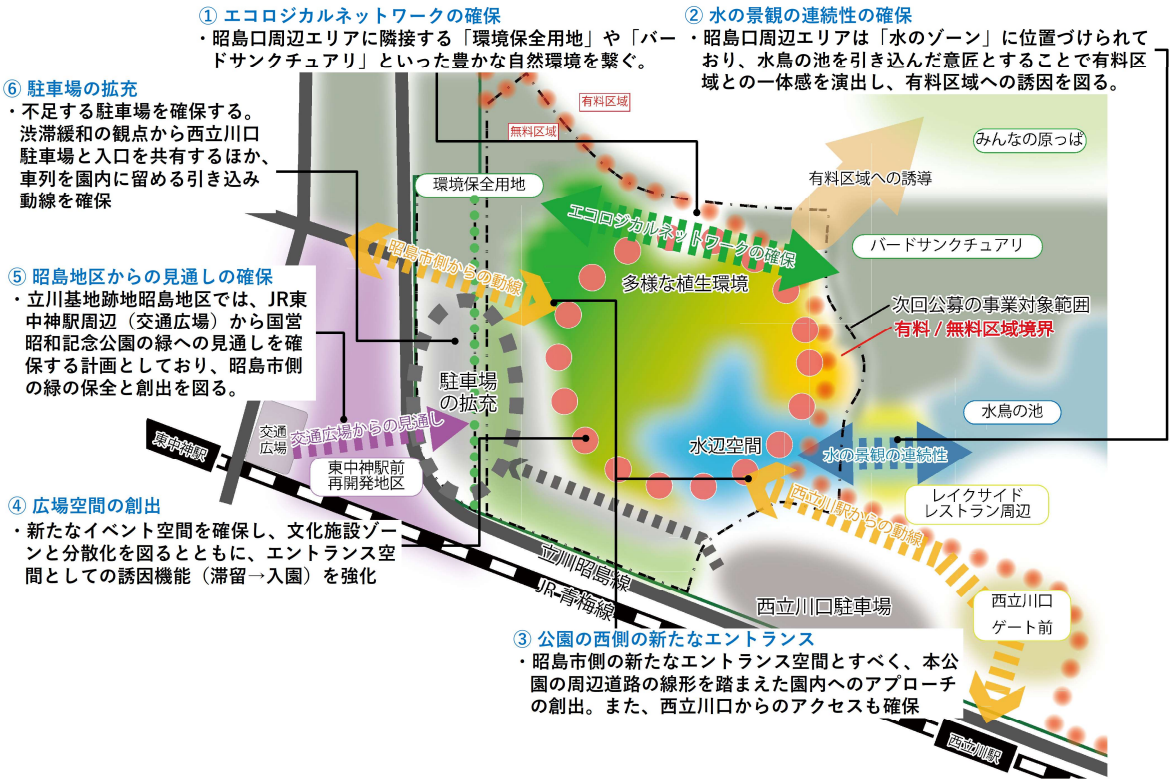



図 4-3　第１期再整備範囲のゾーニング図

＜想定される利用形態＞

・多様な植生を舞台に、公園や自然の価値を学び、ともに育てていく体験や活動が行える空間
・子ども達やファミリー層が安心して楽しめる噴水広場などの親水空間
・水辺や芝生広場を眺めながら食事やカフェを楽しめる広場空間
・多様な主体との共創・交流を生み出すイベント空間



多摩中央公園（東京都）





ドミノパーク（ブルックリン）



アンドレ・シトロエン公園（パリ）

図 4-4　親水空間、憩いの広場広場、イベント空間のイメージ

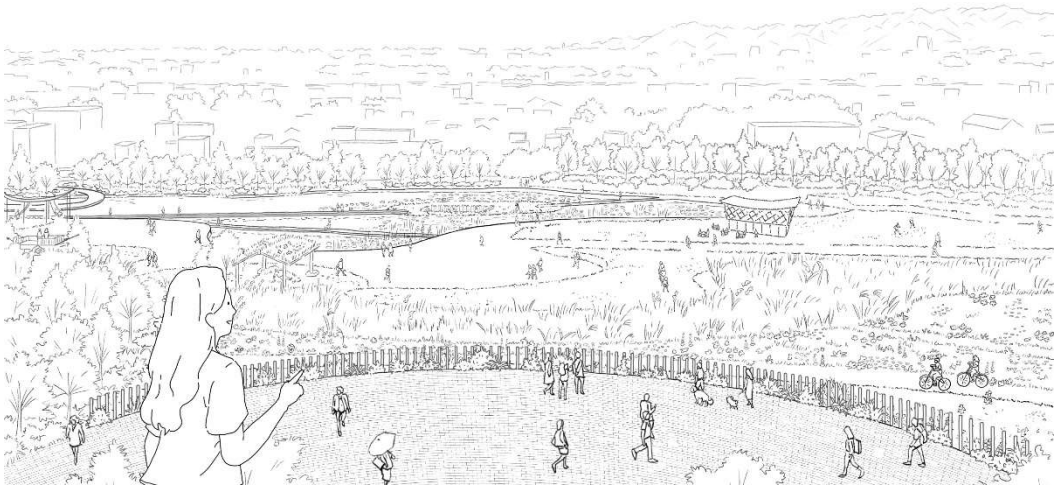




図 4-5　第 1 期再整備範囲のイメージパース（暫定版）

### (3) 新レクリエーションエリア（残堀川調節池跡地等）

レインボープール・水あそび広場の北側には残堀川調節池跡地が立地しています。当跡地は広場ゾーンに位置し、園路を挟んで南側にはスポーツエリア、東側には、黄葉スポットとして人気のあるかたらいのイチョウ並木を挟んで、うんどう広場及びバーベキューガーデンが立地していますが、低木植栽等により各々のエリアが囲われており、ゾーンとしての一体性が感じられにくくなっています。他方、レインボープール・水あそび広場利用者は、レストランやバーベキューガーデン、スポーツエリア、サイクリングなどプール以外の周辺施設も合わせて利用しています。このため、広場ゾーン及び水のゾーンの一体的な利用を推進し、公園内の回遊性の向上を図ることが、昭島口周辺エリア一帯の魅力向上にもつながります。

新レクリエーションエリア（残堀川調節池跡地等）については、広大な広場空間を活かし多様なレクリエーション機能の創出と更なる賑わいの形成を図るとともに、広場ゾーンの景観を特徴づける樹木を活かした空間形成、災害時の広域避難場所としての多目的な広場空間も確保した整備を行います。

なお、施設配置や管理運営においては、本エリアの隣接地に生息する希少猛禽類の保護・共生に配慮する。

| 新レクリエーションエリアの今後のあり方 | 新レクリエーションエリアの整備の方向性 |
|---|---|
| A．広大な広場空間を生かした多様なレクリエーション機能の創出と更なる賑わい形成 | ■残堀川調節池跡地<br>・ 面的な賑わい創出と多目的利用（イベント等）を促進する空間とする<br>・ 自然環境の保全と施設整備のバランスに配慮しつつ、民間活力の導入により宿泊機能を有するなど本公園にない新たな機能を有する常設のレクリエーション施設の導入を図る<br>■バーベキューガーデン<br>・ 集客性の高い収益施設として、更なるサービス向上と機能維持を原則とする<br>■スポーツエリア、うんどう広場<br>・ 本園ならではの場の希少性や現在の利用者層への配慮、多様な利用者を受入れる施設として、機能維持を原則とする<br>・ 集客性の高いバーベキューガーデンや、官民連携により更なる賑わい創出が期待される残堀川調節池跡地やプールエリアとの一体利用により、施設利用を促進する |
| B．広場ゾーンの景観を特徴づける樹木の保存・活用による四季の魅力を高める | ■エリア全域<br>・ 季節感を感じながら楽しむレクリエーション空間を形成する<br>・ 四季の景観木（イチョウやトチノキ並木等）の保存を原則<br>・ 緑を印象付ける施設整備（施設規模や色彩等）や、景観軸 |

| 新レクリエーションエリアの今後のあり方 | 新レクリエーションエリアの整備の方向性 |
|---|---|
| 空間形成 | の連続性に配慮した空間形成を行う<br>■希少猛禽類の配慮エリア<br>・ 希少猛禽類の保護・共生を前提とした施設整備内容や管理運営方針とする |
| C．昭島口周辺の防災機能の強化 | ■エリア全域<br>・ 昭島口からのアクセス性や平坦で広がりのある地形特性を活かし、災害時の避難対応に資する施設整備とそれに対応した管理運営内容とする |

**1） 残堀川調節池跡地（未供用）**

- 広がりのある地形を活かした面的な賑わい創出するため、民間活力による本公園にない新たな機能を有する常設のレクリエーション施設を導入します。
- 広場ゾーンの景観を特徴づける樹木を活かした空間形成、災害時の広域避難場所としての多目的な広場空間を確保します。

**2） バーベキューガーデン**

- 屋外のレクリエーション機能として親しまれている現在のバーベキュー施設について、既存施設の修繕・改修や建替えにより、更なる魅力向上を図ります。
- 新たなバーベキュー施設は、これまでのバーベキューガーデンの利用者層や集客数に配慮するものとします。

**3） かたらいのイチョウ並木**

- 本公園を代表する景観木となっているイチョウ並木（かたらいのイチョウ並木）、ユリノキ、トチノキ並木などの既存樹木は保存します。
- 当該エリアで実施している景観を楽しむイベント（かたらいのイチョウ並木等のライトアップ等）は、引き続き開催できる再整備を行います。

**4） うんどう広場・フットサルコート、スポーツエリア**

- うんどう広場・フットサルコート、スポーツエリアは、現在の機能・規模を維持します。
- なお、残堀川調節池跡地やバーベキューガーデンの再整備にあたって、うんどう広場・フットサルコート、スポーツエリアとの用途の入れ替えを行う場合があります。

### 5） サイクリングロード

- レインボープールで終点となっているサイクリングロードの園内全体のループ化を図るため、サイクリングロードを延伸し、回遊性の向上を図ります。

＜想定される利用形態＞

・桜や緑に囲まれた BBQ、グランピング・手ぶらでキャンプ等のアウトドア、災害時に避難場所として機能するフレキシブルな広場空間

・緑の中でニュースポーツ、フットサルが楽しめ、ランニングやウォーキングなどの着替え休憩や、子ども達が雨天時も楽しめる屋内遊び場



桜に囲まれた広場空間でのスポーツ
蕨市民公園（埼玉県蕨市）



雨天時に屋内遊び場で遊ぶ子ども達
プリンス・ウィリアムズ・パーク（福島県本宮市）

図 4-6　桜やみどりに囲まれた多目的広場、屋内遊び場のイメージ

出典：自治体・各施設 HP



図 4-7　多目的広場イメージパース

## 4.4. 再整備の進め方（官民連携事業の展開）

昭島口周辺エリアの第１期再整備は、民間事業者の知見やノウハウ、資金、経営能力及び技術能力を活かし、官民が連携して、本公園の更なる魅力向上と利用促進・利用者満足度の向上を図るため、官民連携事業による再整備を進めることとします。

### （1） 事業手法

官民連携事業の手法として、令和３年度から実施してきたマーケティングサウンディング調査の結果を踏まえ、魅力が高く収益性のある公園施設の整備と、得られた収益を公園に適切に還元する仕組みを導入することとし、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park–PFI）を活用する予定です。

【主な事業内容】

１．公募対象公園施設（民間による独立採算型の収益施設）の設置・管理運営

２．特定公園施設の整備及び管理

Park-PFI の概要

・ 2017 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。

＜P-PFI のイメージ＞



### (2) 事業期間

事業期間は 20 年間を想定します。ただし、本事業の公募において民間事業者から提案があった場合には、設置管理の更新を 1 回のみ許可（最大 10 年間の事業期間の延長）することを想定しています。

なお、これら事業期間の延長にあたっては、（仮称）有識者委員会において、総合的に評価した上で、事業継続に問題ないと判断した場合のみ認める方針とします。

### (3) 官民の役割分担

本事業については、前述の通り、民間事業者の独立採算型の収益施設（公募対象公園施設）やそれら収益施設の収益還元によって、一部の公園施設（特定公園施設）の整備や管理を行うことを想定しています。

ただし、本公園の基盤となる施設等、施設の性質を踏まえ国で整備することが適当な施設については国による費用負担で整備する考えです。

| | | 公募対象公園施設 | 特定公園施設 | （参考）国直轄で整備する公園施設 |
|---|---|---|---|---|
| 第 1 期再整備範囲の対象施設 | | ● 収益・集客施設 | ● トイレ、屋内休憩所の各 1 箇所等 | ● ゲート棟・サイクリングセンター<br>● 園路・広場<br>● 植栽<br>● 親水施設<br>● サイクリングロードのループ化<br>● 駐車場 |
| 設置 | 実施主体 | 民間事業者 | 民間事業者 | 国 |
| | 費用負担 | 民間事業者 | 民間事業者 | 国 |
| 管理運営 | 実施主体 | 民間事業者 | 民間事業者 | 国 |
| | 費用負担 | 民間事業者 | 民間事業者 | 国 |

## 5. 今後のスケジュール

昭島口周辺エリアの再整備について、今後、令和 10 年代早期の第 1 期再整備範囲の供用を目指し、事業者を公募するための手続きを進めて参ります。